

裁 決 書

審査請求人

吹田市

処 分 庁

吹田市福祉事務所長

審査請求人が、平成23年10月18日付けで提起した生活保護法に基づく家具什器費の支給申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成23年10月11日付けで行った家具什器費の支給申請却下決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年10月11日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく家具什器費の支給申請却下決定処分(以下「本件却下決定」という。)を取り消し、冷蔵庫及び洗濯機の家具什器費の支給を求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7の2の(3)に該当するにもかかわらず、却下決定は不当である。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第7の2の(6)のアに該当し、却下決定は不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成23年9月2日、請求人は処分庁に対して、「生活が出来ないから。(貯金なし)」との理由により保護開始申請を行い、処分庁は請求人に対して、同日付けで保護を開始したこと。
- (2) 平成23年10月3日付けで、請求人は処分庁に対し、「〔冷蔵庫〕食料品の貯蔵に必要なため、〔洗濯機〕手洗いによる洗濯は腰に負担がかかるため」との理由により、冷蔵庫及び洗濯機の家具什器費の支給申請を行ったこと。

(3) 平成23年10月11日付けで、処分庁は、「申請のあった家具什器については、それらを支給しなければならない緊急やむを得ない事情があるとは認められない」との理由で本件却下決定を行い、その旨を請求人に通知したこと。

(4) 平成23年10月31日付けで処分庁が審査庁に対して提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 局長通知第7の2の(6)のアは「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」となっているから、保護開始時において冷蔵庫及び洗濯機の持合せがないとする請求人についても形式的には該当する。しかしながら、同通知はアの場合に該当した上で、次官通知第7に定めるところによって判断することとしている。

イ 次官通知第7の2は「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」を認定すべきことを定めているが、「それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り」認定することとしており、適用にあたっては、「生活保護手帳（別冊問答集）2011」（以下「別冊問答集」という。）問7-45にあるとおり、「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである」ことを前提に、給付をすべき必要性及び緊急性があるかを個々の世帯の状況に応じて判断すべきものと考えている。

ウ 本事案において、請求人は■■■■歳と若く、病気や障害も無いため、食料の買い置きがなくても、徒歩5分圏内に立地するスーパーで毎日その日一日分を購入することも困難ではな

い。また、徒歩1分圏内にはコインランドリーも立地している。以上のような請求人の生活状況及び身体状況を考慮すると、冷蔵庫及び洗濯機の保有に緊急性があると判断するに足る特段の事情は認められないから、家具什器費を支給することは適当ではない。

(5) 平成23年11月22日付けで請求人が審査庁に提出した反論書には、次の趣旨の記載があること。

ア 年齢、病気や障害については、年齢など関係なく健康的な人でも体調不良や風邪・インフルエンザなどの病気は当然に起こり得ることであるのだから、体調不良や病気の際にも毎日その日一日分の購入を求めるのは非常に酷であり健康的な生活に反し不当である。

イ 一般的に冷蔵庫の役割として食料の保存ができることだが、現代の冷蔵庫の役割は、単に、食料の保存だけが目的で使用されているわけではなく、各家庭の月々の家計のやりくりの中で切り詰めながら安く食料品などを購入して生活をしている。生活保護者も当然ながら、最低生活をする上で毎日必要な食費については考えて生活をしている。

ウ 毎日一日分の食料品を購入すればよいと判断をしてもやはり安い商品があれば買い置きなどをして保存はする。ただ、冷蔵庫ではなく部屋に放置して食料品を保存するようであれば、衛生的にも文化的にも問題であるのだから、冷蔵庫は必要性および緊急性があることは明白である。

エ 洗濯機については、コインランドリーが徒歩1分圏内に立地している理由で却下しているが徒歩圏内にコインランドリーがあれば却下するのは不当である。それから、徒歩圏内

にコインランドリーはあるけれども実際は3分弱かかり、往復で6分以上はかかるので訂正する。

オ 一見、コインランドリーが徒歩圏内であれば洗濯機を持つ必要性・緊急性はないように思われる。それは、一般的な見地から立った場合であり、個々の状況を考えなければならない。請求人は、重い病気に罹ったことはないので健康ではあるけれども、 のアレルギー疾患を患っている。

カ 請求人が、洗濯機をつよく求める理由は、コインランドリーでも確かに洗濯はできるが、不特定多数の利用者がコインランドリーを使用しており、利用者の洗濯物の汚れや洗剤などいろいろであり、それが原因でアレルギーを発症する可能性が大きいのである。

(6) 平成23年12月9日付けで処分庁が審査庁に対して提出した再弁明書（以下「再弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 請求人自身が言うように「年齢など関係なく健康的な人でも体調不良や風邪・インフルエンザなどの病気は当然に起こり得る」のであるから、このような一般生活に常に内在する可能性をもって、緊急性を認定することはできない。また、一般家庭での普及率からみても、生活上で冷蔵庫は必要性が高い物品であるとの認識に異論はないが、冷蔵庫等耐久消費財については、弁明書でも述べたように経常的経費から購入費用を捻出すべきであり、必要性および緊急性がある場合のみ一時扶助の対象となる。一般的な必要性があることから、緊急に購入する必要があるとの結論を導くことはできない。

イ 請求人は、コインランドリーは不衛生で、アレルギー体質の請求人が使用を続けるとアレルギー症状が発症する可能性があるため、個人での洗濯機の所持が必要で緊急性もあると主張している。しかしながら、請求人のいう「不特定多数が使用するコインランドリーの洗濯機がアレルギーに及ぼす影響」については公知とは言えないから、アレルギー発症について、コインランドリーと家庭用洗濯機に有意差があるとする資料等により請求人が挙証する必要がある。その挙証がない以上は、アレルギーとの関連があると認定する事は出来ない。なお、コインランドリーまでの距離については、日常的に通うのに支障がない程度の距離であればよく、請求人の言うようにコインランドリーまでの距離が1分圏内ではなく3分弱かかるとしても、本件却下決定の判断に何ら影響を及ぼさないことを付言しておく。

(7) 平成23年12月16日付けで請求人が審査庁に対して提出した再反論書（以下「再反論書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 冷蔵庫がない生活環境は、健康被害を伴う恐れはおおきいのであるから緊急性は十分にあると言える。よって、一般生活に常に内在する可能性のある病気だけを緊急性がないとする判断は間違いであり不当である。

イ コインランドリーの洗濯機では家庭用洗濯機と違い標準洗いのみで、すべての衣類が標準洗いだけでは対応できないのである。結局は、その他の衣類に関しては、手洗いや付け置きが必要になり、請求人の住まいの風呂場は、トイレと共同である、俗に言うユニットバスである。この風呂場とトイレの空間は非常に狭くて、とても手洗いができる場所ではないのである。常に腰を屈めた状態になり腰に負担がかかること

から、健康に問題が出ると言える。腰に負担を強いられる状態での洗濯物の洗いは健康被害におおきく影響するのであるから緊急性があると言える。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない」と定めている。
- (2) 次官通知第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」と規定し、その(3)で、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合」を特別の需要の一つとして定めている。
- (3) 局長通知第7の2の(6)は、「被保護者が次のアからエのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、（中略）家具什器を支給して差しつかえないこと。」と規定し、そのアで、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合わせがないとき」と定めている。

- (4) 別冊問答集の(問7の45)の答えにおいて、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであるが、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとされ、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない、としている。
- (5) 本件についてみると、前記第2の1の(2)ないし(4)の認定事実のとおり、請求人が、冷蔵庫及び洗濯機の家具什器類の支給を申請したことに対し、「申請のあった家具什器については、それらを支給しなければならない緊急やむを得ない事情があるとは認められない」との理由により、本件却下決定を行ったことが認められる。
- (6) 処分庁は、冷蔵庫について、請求人は■■■■歳と若く、病気や障害も無いため、食料の買い置きがなくても、徒歩圏内に立地するスーパーで毎日その日一日分を購入することも困難ではないことから、その保有に緊急性があると判断するに足りる特段の事情は認められず、経常的経費から購入費用を捻出すべきである旨主張する。しかしながら、前記(4)のとおり、家具什器費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうかは個々の世帯の状況に応じて判断することとされているところ、本件においては、処分庁は、請求人の年齢、健康状態を一定考慮して判断しているということはできるものの、それをもって、単に徒歩圏内に立地するスーパーの利用が可能で

あることから緊急性がないと判断したと見ざるを得ず、請求人の生活状況、生活環境等も考慮して判断する余地があると思慮されることから、個々の世帯の状況に応じて判断したとはいえず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない。

(8) また、洗濯機について、処分庁は、請求人の年齢、健康状態を根拠として、徒歩圏内に立地しているコインランドリーの利用が可能であり、洗濯機の保有についても緊急性があると判断するに足る特段の事情は認められないと主張する。しかしながら、本件においては、前記第2の1の(2)の認定事実のとおり、請求人の洗濯機の家具什器費の支給申請の理由が「手洗いによる洗濯は腰に負担がかかるため」であること、前記第2の1の(7)の再反論書によると、請求人は、コインランドリーの洗濯機は標準洗いのみで、すべての衣類に対応できず、請求人の風呂場が手洗い場所として適さず、手洗いをしようとしても腰に負担がかかると主張していることからすると、処分庁の弁明書及び再弁明書からは、処分庁は、それらの個別事情をも考慮して、当該請求人において、すべての洗濯がコインランドリーの利用で足りると判断したとまではみることは困難であり、個々の世帯の状況に応じて判断したとはいえず、処分庁の主張を認めることは困難であるといわざるを得ない。

(9) したがって、本件却下決定については、その調査及び判断に瑕疵があったといわざるをえず、取り消すのが妥当と判断する。

なお、冷蔵庫及び洗濯機の家具什器費の支給を求める残余の請求については、本裁決に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規

定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年3月26日

審査庁 大阪府知事 松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。